

#正しい理解を  
#差別はやめよう

出典：公益財団法人人権教育啓発推進センター

間人権政策課人権・同和政策係  
(☎5722-9214、Fax: 5722-9469)

## STOP！コロナ差別 ~差別をなくし正しい理解を

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、誤解や偏見により、感染者や医療関係者、感染者が確認された事業者とその家族に対してひぼう・中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が発生しています。差別や偏見による行動は、人々の不安をあおり、感染が疑われる症状が出た人が、受診をためらうことになり、結果的に感染拡大につながりかねません。負の連鎖は断ち切ることが肝心です。恐れるべき敵は、人ではなくウイルスです。心の感染は止められます。

病気を理由に人を差別したり、職業や属性だけでレッテルを貼ったり、排除したりすることは、決して許されません。公的機関の発信する正確な情報に基づいて、冷静な行動をとりましょう。

## ▶ 「STOP！コロナ差別」著名人のメッセージをご覧になれます

公益財団法人人権教育啓発推進センターホームページ（右コード）で、新型コロナウイルスのまん延に伴う差別をなくすために、各界で活躍されている皆さんから寄せられたメッセージをご覧になれます。



## 環境調査の実施結果をお知らせします



間環境保全課公害対策係（☎5722-9384、Fax: 5722-9401）

区は、環境に関するさまざまな測定調査を行っています。元年度に行った調査結果のあらましをお知らせします。調査結果を基に、今後の環境保全対策について、さらに充実を図っていきます。

## 水質汚濁

目黒川の水について、汚れの目安となる生活環境項目を調査した結果、BOD（生物化学的酸素要求量＊1）が1地点で1回、環境基準を満たしませんでした。

地下水の水質調査は、9地点で調査した結果、3地点でテトラクロロエチレン（有害化学物質）が、1地点で鉛が、環境基準を超過しました。

\*1 水中に存在する水質汚濁物質の量の指標。微生物（細菌）が水中の汚濁物質（有機物）を分解するときに消費する酸素量を示す

## 10月は骨髄バンク推進月間



## 骨髓ドナーなどへ助成金を交付します

間保健予防課保健管理係（☎5722-9396、Fax: 5722-9508）

血液の病気を治療するために行われる骨髄移植は、現在、約2,000人の患者が必要としています。一人でも多くの患者に移植の機会が確保されるよう、骨髄バンクへのご理解ご協力をお願いします。

区は、骨髓ドナー（提供者）とドナーが勤務する事業者の負担を軽減するために、助成金を交付し、より多くの骨髓・末梢血幹細胞移植の実現につなげます。

## 対象

- ドナー 公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業で、骨髓・末梢血幹細胞を提供した区内在住者
- 事業者 上記ドナーが勤務する国内の事業者（国・地方公共団体などを除く）

## 助成金額

ドナーが骨髓・末梢血幹細胞を提供する際の入院・通院日数に応じて交付（上限7日）

- ドナー 1日20,000円
- 事業者 1日10,000円

## 申請方法

骨髓・末梢血幹細胞を提供する際の入院終了から1年以内に、申請書類（総合庁舎本館3階保健予防課で配布。ホームページ〈右コード〉から印刷可）を、保健予防課保健管理係（〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉）へ郵送または持参



## 大気汚染

東山中学校の測定室で、大気汚染物質を常時監視しています。測定結果は、光化学スモッグの原因となるオキシダント以外は、環境基準を満たしていました。また、光化学スモッグ注意報の発令は5回でした。  
※大気汚染物質測定値の1時間ごとの速報値は、目黒区内の大気汚染情報ホームページ（右コード）でご覧になれます

## 自動車騒音・振動

騒音は、環境基準を超過する地点がありました（右表の★）。振動は、すべての地点で国が定める基準値（要請限度）以下でした。

\*2 dB(デシベル)=騒音や振動などの強さを示す単位

自動車騒音測定結果（騒音最大値） 単位:dB＊2		
対象道路	昼間	夜間
環境基準	70	65
玉川通り	★74	★72
淡島通り	66	64
目黒通り	69	★67
山手通り（渋谷区境～淡島通り）	68	★66
山手通り（淡島通り～国道246号線）	68	★67
駒沢通り	70	★68

□ 環境調査結果の詳細は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階環境保全課のほか、ホームページ（右コード）でご覧になれます。



▲行政相談  
マスコット  
「キクーン」

10／19～25は行政相談週間  
行政相談をご利用ください

間区民の声課（☎5722-9424、Fax: 5722-9395）

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関や独立行政法人などの仕事についての苦情、意見、要望をお聞きし、相談に応じています。

## こんな相談を受け付けています

- 国道に危険な場所があるので改修してほしい
- 独立行政法人の敷地から樹木が道路にはみ出し、通行の妨げになるので、せん定してほしい

## 相談窓口

## ◆総合庁舎相談窓口 ※予約が必要です

日時 毎月第1月曜日13:00～16:00

場所 総合庁舎本館1階区民の声課

予約方法 前週の月曜日から、電話または区民相談窓口へ

## ◆総務省東京行政評価事務所

日時 月～金曜日8:30～17:00（祝・休日、年末年始を除く）

場所・問い合わせ 〒169-0073新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎内、☎0570-090110（IP電話の場合☎3363-1100）、Fax: 5331-1761

相談方法 郵送、電話（上記以外の時間は留守番電話で受け付け）、FAXのほか、同事務所ホームページ（右コード）から相談できます。窓口受け付け可



## ◆東京総合行政相談所 ※希望者は直接相談所へ

日時 每日10:00～16:30（年末年始、西武池袋本店の休業日を除く）

場所・問い合わせ 豊島区南池袋1-28-1 西武池袋本店7階、☎3987-0229